

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　日本司法支援センターは、その資本金を政府及び地方公共団体が出資する組織（総合法律支援法第十七条第一項及び第三項）であること及び総合法律支援法第四十八条により準用する独立行政法人通則法第三十七条の規定（企業会計原則）の趣旨に鑑み、適正な会計処理に努めること。

二　東日本大震災法律援助事業においては被災者の資力の状況にかかわらず援助することになったことに鑑み、その運用状況及び日本司法支援センターの財務状況への影響を検証するため、次に掲げる事項を当分の間一年ごとに当委員会に対し報告すること。

1　東日本大震災法律援助事業における訴訟代理援助、書類作成援助及び法律相談援助別の実施件数並びに立替金額

2 東日本大震災法律援助事業における立替金に対する未償還金額の割合（貸倒率）

三 本法第四条に基づく長期借入金については、総合法律支援法第四十七条第五項において日本司法支援センターは長期借入金をすることが禁止されていることの特例措置であることを踏まえ、慎重な運用をすること。

右決議する。